

社会福祉法人 くすのき 役員等報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 くすのき（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び苦情解決第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等に対する報酬は、役員等が職務のため関係する会議等に出席した都度、次のとおり支給する。

日 額 5,000 円

- 2 前項については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。
- 3 役員等に支給される日額は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときは、立替金等を控除して支給する。

(旅 費)

第3条 前条第1項による役員等の旅費については、次のとおり支給する。

- (1) 自家用車使用1kmにつき29円とする。
- (2) 有料道路利用は、その際の領収書提示により支給する。
- 2 前項については、土佐市内に住所を有する役員等については支給しない。
- 3 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当及び宿泊料)を支給する。

(公 表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 従前の社会福祉法人 須崎育成協会の理事、監事、評議員及び苦情解決第三者委員の費用弁償に関する規程(平成24年4月1日施行)は、廃止する。